技術職員資格区分コード表

	資格区分 [資格取得後に必要な実務経験年数]	コード	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			建設業の種類																												
建設業法	1級建設機械施工管理技士	11	●				●								●																
	2級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	12	○				○								○																
	1級土木施工管理技士	13	●				●	●					●		●	●			●									●			■
	2級土木施工管理技士 種別 土木	14	○				○	○					○		○	○												○			□
	2級土木施工管理技士 種別 鋼構造物塗装	15																	○												
	2級土木施工管理技士 種別 薬液注入	16					○																								
	1級建築施工管理技士	20		●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●		●				●				■
	2級建築施工管理技士 種別 建築	21		○																											□
	2級建築施工管理技士 種別 躯体	22			○		○					○	○	○																	□
	2級建築施工管理技士 種別 仕上げ	23			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○				
	1級電気工事施工管理技士	27								●																					
	2級電気工事施工管理技士	28								○																					
	1級管工事施工管理技士	29									●																				
	2級管工事施工管理技士	30									○																				
	1級電気通信工事施工管理技士	31																						●							
	2級電気通信工事施工管理技士	32																						○							
	1級造園施工管理技士	33																							●						
	2級造園施工管理技士	34																							○						
建築士法	1級建築士	37		●	●				●			●	●								●										
	2級建築士	38		○	○				○			○									○										
	木造建築士	39			○																										
技術士法	建設・総合技術監理(建設)	41	●				●			●					●	●									●						■
	建設「鋼構造及びコンクリート」総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	42	●				●			●			●		●	●									●						■
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	43	●				●																								
	電気電子・総合技術監理(電気電子)	44								●														●							
	機械・総合技術監理(機械)	45																				●									
	機械「流体工学」又は「熱工学」総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	46									●											●									
	上下水道・総合技術監理(上下水道)	47									●																	●			
	上下水道「上水道及び工業用水道」総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	48									●															●		●			
	水産土木「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	49	●				●									●															
	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	50																							●						
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	51	●				●																		●						
	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	52									●																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	53									●																	●			
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	54									●																	●		●	
電気工事士法 電気事業法	第1種電気工事士	55								○																					
	第2種電気工事士 [3年]	56								○																					
	電気主任技術者(1種・2種・3種) [5年]	58								○																					
電気通信事業法	電気通信主任技術者 [5年]	59																						○							
消防法	甲種消防設備士	68																											○		
	乙種消防設備士	69																											○		
職業能力開発促進法	建築大工(1級) 建築大工(2級) [3年]	71			○																										
	型枠施工(1級) 型枠施工(2級) [3年]	64			○		○																								
	左官(1級) 左官(2級) [3年]	72				○																									
	とび・とび工(1級) とび・とび工(2級) [3年]	57					○																								○
	コンクリート圧送施工(1級) コンクリート圧送施工(2級) [3年]	73					○																								
	ウェルポイント施工(1級) ウェルポイント施工(2級) [3年]	66					○																								
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級) 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級) [3年]	74									○																				
	給排水衛生設備配管(1級) 給排水衛生設備配管(2級) [3年]	75									○																				
	配管【注1】・配管工(1級) 配管【注1】・配管工(2級) [3年]	76									○																				
	建築板金「ダクト板金作業」(1級) 建築板金「ダクト板金作業」(2級) [3年]	70						○			○						○														
	タイル張り・タイル張り工(1級) タイル張り・タイル張り工(2級) [3年]	77										○																			
	築炉・築炉工(1級)・れんが積 築炉・築炉工(2級) [3年]	78										○																			
	ﾌﾞﾛｯｸ建築・ﾌﾞﾛｯｸ建築工(1級)・ｺﾝｸﾘｰﾄ積みﾌﾞﾛｯｸ施工 ﾌﾞﾛｯｸ建築・ﾌﾞﾛｯｸ建築工(2級) [3年]	79						○				○																			

選択科目がある場合は、登録証のほかに、選択科目が記載されている「合格証明書」も併せて添付する。

	資格区分 [資格取得後に必要な実務経験年数]	コード	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	石工・石材施工・石積み(1級)	80						○																							
	石工・石材施工・石積み(2級) [3年]																														
	鉄工【注5】・製罐(1級)	81											○																		
	鉄工【注5】・製罐(2級) [3年]																														
	鉄筋組立て・鉄筋施工【注2】(1級)	82												○																	
	鉄筋組立て・鉄筋施工【注2】(2級) [3年]																														
	工場板金(1級)	83															○														
	工場板金(2級) [3年]																														
	板金【注3】・建築板金「内外装板金作業」・板金工【注3】(1級)	84							○								○														
	板金【注3】・建築板金「内外装板金作業」・板金工【注3】(2級) [3年]																														
	板金・板金工・打出し板金(1級)	85															○														
	板金・板金工・打出し板金(2級) [3年]																														
	かわらぶき・スレート施工(1級)	86							○																						
	かわらぶき・スレート施工(2級) [3年]																														
	ガラス施工(1級)	87																○													
	ガラス施工(2級) [3年]																														
	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	88																	○												
	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級) [3年]																														
	建築塗装・建築塗装工(1級)	89																	○												
	建築塗装・建築塗装工(2級) [3年]																														
	金属塗装・金属塗装工(1級)	90																	○												
	金属塗装・金属塗装工(2級) [3年]																														
	噴霧塗装(1級)	91																	○												
	噴霧塗装(2級) [3年]																														
	路面標示施工	67																	○												
	畳製作・畳工(1級)	92																			○										
	畳製作・畳工(2級) [3年]																														
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工 表具・表具工・表装(1級)	93																			○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工 表具・表具工・表装(2級) [3年]	93																			○										
	熱絶縁施工(1級)	94																					○								
	熱絶縁施工(2級) [3年]																														
	建具製作・建具工・木工【注4】・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工・ｻｯｼ施工(1級)	95																									○				
	建具製作・建具工・木工【注4】・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工・ｻｯｼ施工(2級) [3年]																														
	造園(1級)	96																							○						
	造園(2級) [3年]																														
	防水施工(1級)	97																		○											
	防水施工(2級) [3年]																														
	さく井(1級)	98																								○					
	さく井(2級) [3年]																														

※ 平成15年度以前の職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格された方は，合格後当該業種の建設工事に関し1年以上の実務経験が必要となります。

水道法	給水装置工事主任技術者 [1年]	65									○																				

	地すべり防止工事士 [1年]	61					○																			○					
	登録基礎ぐい工事試験	40					○																								
	建築設備士 [1年]	62								○	○																				
	1級計装士 [1年]	63								○	○																				
	解体工事施工技士(登録解体工事試験)	60																													○
基幹技能者 種目	登録電気工事基幹技能者	36								○													○								
	登録橋梁基幹技能者						○						○																		
	登録造園基幹技能者																								○						
	登録コンクリート圧送基幹技能者						○																								
	登録防水基幹技能者																			○											
	登録トンネル基幹技能者						○																								
	登録建設塗装基幹技能者																		○												
	登録左官基幹技能者				○																										
	登録機械土工基幹技能者						○																								
	登録海上起重基幹技能者														○																
	登録PC基幹技能者						○							○																	
	登録鉄筋基幹技能者													○																	
	登録圧接基幹技能者													○																	
	登録型枠基幹技能者			○																											
	登録配管基幹技能者										○																				
	登録鳶・土工基幹技能者						○																								
	登録切断穿孔基幹技能者						○																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																				○										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○				
	登録エクステリア基幹技能者						○	○				○																			
	登録建築板金基幹技能者								○								○														
	登録外壁仕上基幹技能者				○														○	○											
	登録ダクト基幹技能者										○																				
	登録保温保冷基幹技能者																						○								
	登録グラウト基幹技能者						○																								
	登録冷凍空調基幹技能者										○																				
	登録運動施設基幹技能者						○								○										○						
	登録基礎工基幹技能者						○																								

資格区分 ［資格取得後に必要な実務経験年数］			コード	建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
基幹技能者	種目	登録タイル張り基幹技能者	36										○																			
		登録標識・路面標示基幹技能者						○												○												
		登録消火設備基幹技能者																												○		
		登録建築大工基幹技能者				○																										
		登録硝子工事基幹技能者																	○													
		登録土工基幹技能者						○																								
		登録ACL基幹技能者											○																			
その他			99																													

●■・・・特定（法第15条第2号イ）の資格を有するもの　　○□・・・一般（法第7条第2号ハ）の資格を有するもの　（注）特定の資格を有するものは一般の資格も有する。

□■・・・平成28年度以降に合格した者，又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者。

（技術士法に基づく資格にあっては，資格取得日に関わらず解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

網掛けしてある業種は、指定建設業種なので、特定建設業の許可の場合、実務経験等ではなく専任技術者は●■の資格を有しているものでなければならない。

【注1】 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
【注2】 鉄筋施工：改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
【注3】 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。
板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
【注4】 木工：改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
【注5】 鉄工：改正政令（昭和60年改正）による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

主な国家資格等についての問合せ先

資格名称	実施機関（問合せ先）
建設機械施工管理技士	（一社）日本建設機械施工協会 〒105-0001　東京都港区芝公園３－５－８　機械振興会館内 電話　03－3433－1575　URL http://www.jcmanet.or.jp/jcma/
土木施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士	（一財）全国建設研修センター 〒187-8540　東京都小平市喜平町２－１－２ 電話　042－300－6860（土木試験課）　URL　http://www.jctc.jp/ 電話　042－300－6855（管工事試験課） 電話　042－300－6866（造園試験課）
建築施工管理技士 電気工事施工管理技士	（一財）建設業振興基金 〒105-0001　東京都港区虎ノ門４－２－12　虎ノ門４丁目MTビル２号館内 電話　03－5473－1581　URL　http://www.fcip-shiken.jp/
技　術　士	（公社）日本技術士会　技術士試験センター 〒105-0001　東京都港区虎ノ門４－１－20　田中山ビル8F 電話　03－3459－1333　URL　http://www.engineer.or.jp/
技　能　士	宮城県職業能力開発協会 〒981-0916　仙台市青葉区青葉町16－1 電話　022－271－9260
登録解体工事講習	（一財）全国建設研修センター 〒187-8540　東京都小平市喜平町２－１－２ 電話　042－300－6860（土木試験課）　URL　http://www.jctc.jp/ 電話　042－300－6855（管工事試験課） 電話　042－300－6866（造園試験課） （公財）全国解体工事業団体連合会 〒104－0032　東京都中央区八丁堀４－１－３ 電話　03-3555-2196